

15.8.18
445

總務課

券紙第一八三一號

大正十五年八月十日

警視總監 大田政弘

内務大臣 瀧口雄幸 殿

社會局長 官長 岡隆一郎 殿

北海道 京都 大阪 神奈川 兵庫

愛知 福岡 千葉 岡山 埼玉 静岡 岡

各廳 府 縣 長官 殿

目黒、蒲田、東京、横浜、西宮、秋田、従業員

要求問題ニ關スル件 (第一八報)

一、會社側ノ對策及款額ニ關スル面ニ

在會社經營後、従業員俱樂部ニ於テ大會ヲ開キ、約百名出席ニテ
今後ノ方針ニ就テ協議スル所アリ、十数名ノ會員ヨリ會社ノ
横暴シ攻撃スル演説ヲナシタル故、協議ニ入り、左ノ如ク決議ヲナシテ
翌朝三時ニ至リ散會セリ。

一、款額書ヲ要求書ニ改メテ提出スルコト

二、爭議團本部ヲ設置スルコト

三、以上二項ヲ十四日夜間催ノ自治會中央委員會ニ提出スルコト

之ヲ可決セシムル爲メ本部ニ決議ヲ提出スルコト

四、十四日午後七時ヨリ更ニ従業員大會ヲ開キ、再協議ヲナ

スコト

右及申(通)報候也